

西海市地震防災マップ

西海市では、市民の皆様へ地震発生時の揺れやすさなどに関する情報を提供し、事前の備えに役立てていただくことを目的に西海市地震防災マップを作成しました。地震はいつどこで発生するかわかりません。ひとたび大規模な地震が発生すると、建物倒壊やライフラインの寸断、火災の発生など甚大な被害をもたらします。地震等の自然災害に対しては、日頃からの備えがとて重要で、揺れやすさマップによりお住まいの地域の状況をご確認いただき、建物の診断・改修や家具の転倒防止対策など、日頃からの備えにお役立てください。

■震度の説明

震度	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
状況	大半の人が、物につかまらないうる。歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	立っていることが困難になる。固定していない家具の大半が移動し倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多い。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まともに傾くことがある。
木造	高い耐震性 低い耐震性	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が多くなる。壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
コンクリート造	高い耐震性 低い耐震性	壁、梁、柱などの部材にひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁、柱などの部材にひび割れ・亀裂が多くなる。壁、梁、柱などの部材にひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁、柱などの部材にひび割れ・亀裂が多くなる。壁、梁、柱などの部材にひび割れ・亀裂が多くなる。壁、梁、柱などの部材にひび割れ・亀裂が多くなる。

■西海市における地震発生時の揺れやすさ

西海市においては市内北部に「虚空蔵山北断層」、大村湾の向こうに「大村-諫早北西付近断層帯」などの活断層が確認されています。さらに、近年、日本では活断層が確認されていないところで地震が発生しており、「いつ」「どこで」地震が発生してもおかしくない状況であるとの認識が広がっています。

地震による揺れの大きさは、その土地の表層地盤の性状と、震源断層規模と距離によって大きく変化します。そのため、表層地盤の揺れやすさを評価する際に、地盤を知ることはとても重要となります。

今回、市内全域を約50m四方の格子状に分割して地形（山地、台地、谷、埋立地など）の判定を行い、市内周辺も含めて約230本のボーリング調査資料を収集して地盤の揺れやすさを評価し、「西海市地震防災マップ（揺れやすさマップ）」を作成しました。

■住宅の耐震診断の重要性

住宅の耐震性は、一般的に古い建物ほど低いといわれていますが、その他にも建物の老朽化や増築あるいは偏って大きな窓があるような配置のアンバランス等が倒壊のしやすさの要因であると言われています。

住宅は、建築基準法により建築されますが、その法律も過去の地震被害の経験に基づいて改正されてきており、特に、昭和56年の改正では耐震基準の強化がなされています。この建築基準は、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の被害の検証からもおおむね妥当な耐震基準であると考えられています。

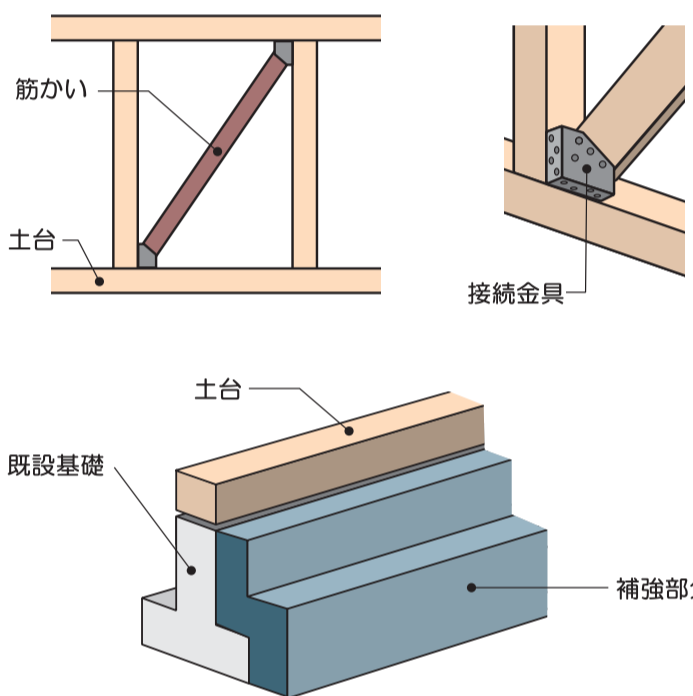
ご自身や大切な家族の生命を守るためには、住宅の耐震化が重要です。



■耐震化に向けた建築物の耐震改修

●木造建築物の主な耐震改修方法

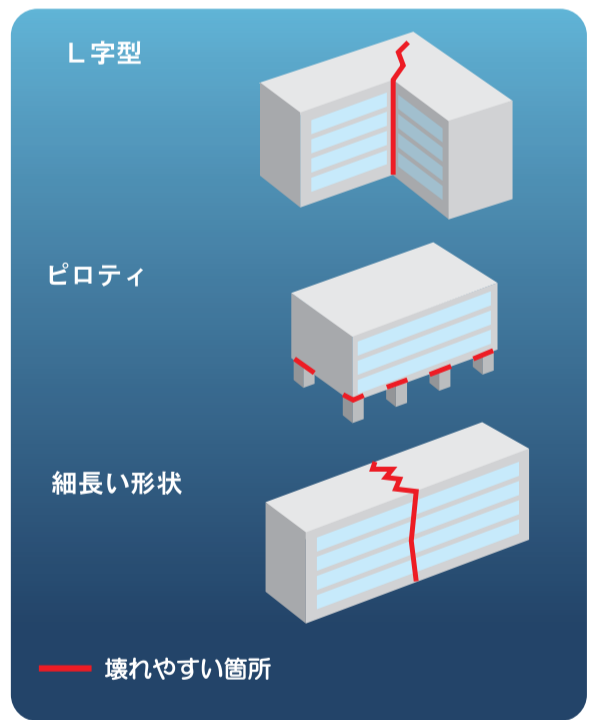
- ①壁の補強
大きな開口部は地震の際、倒壊の要因になります。そのため、壁を補強することによって水平の耐力を強化します。
- ②筋かいによる補強
新たな筋かいの追加によって建築物に強度を持たせると同時に、金物を用いて柱や梁と筋かいを接合することによって補強します。
- ③基礎の補強
コンクリートによる基礎の一体化、地盤に合わせた基礎の補強、コンクリートの増し打ちなどによって基礎を補強します。



※耐震改修だけを行うのではなく、ご自宅のリフォームと同時に行うと耐震化のための費用を抑えることができます。

●こんな建築物は要注意!!（非木造建築物の場合）

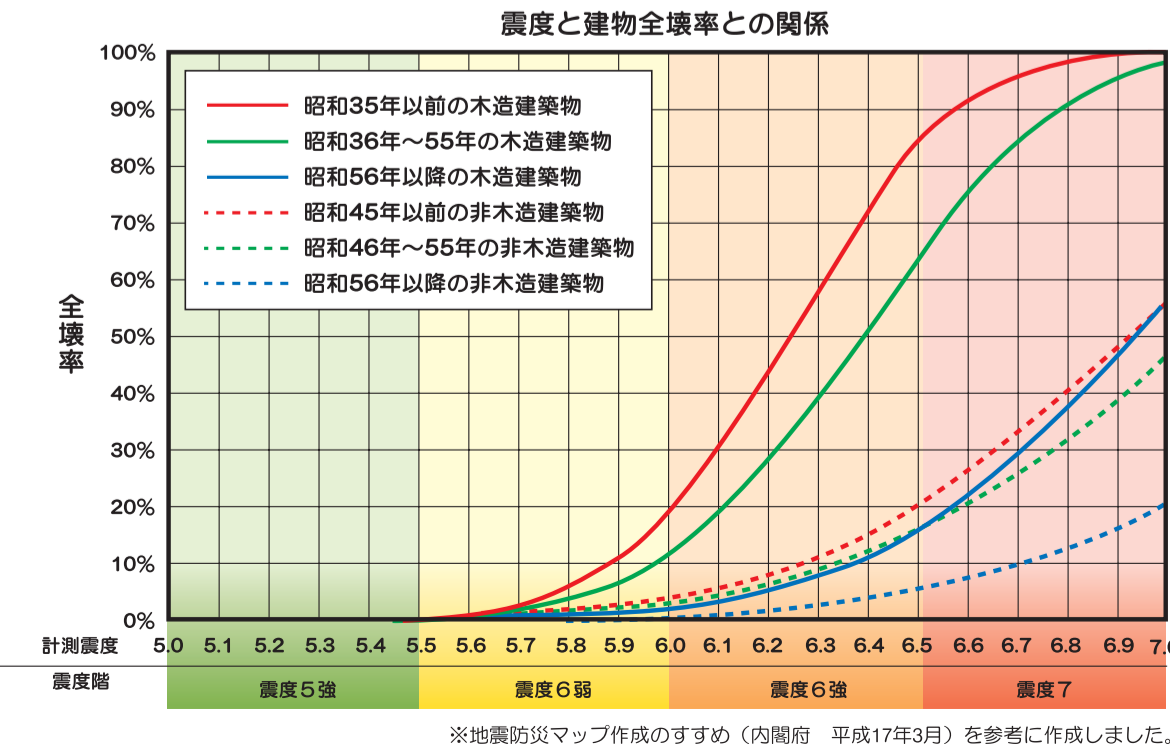
- ①平面的なバランスがよくない
・平面形状がL字型やコの字型、雁行している、細長い形状の建築物
・上下階で柱や壁の位置が大きくずれている場合や、耐震壁がバランスよく配置されていない建築物
- ②断面的なバランスがよくない
・1階部分に広い駐車場やピロティ、店舗などがある建築物
・上層部と下層部で構造形式が異なる（鉄筋コンクリート造+鉄骨鉄筋コンクリート造など）建築物
- ③経年劣化が著しい
・壁などに大きなひび割れが見られる建築物



昭和56年以前に建てられた建築物
昭和56年6月1日に建築基準法が改正されて構造基準が強化されています（新耐震基準）。それ以前の基準（旧耐震基準）で建てられた建築物は、大地震等に対する耐震性能が不足している可能性があります。

■あなたの家が安全かどうか確認を!

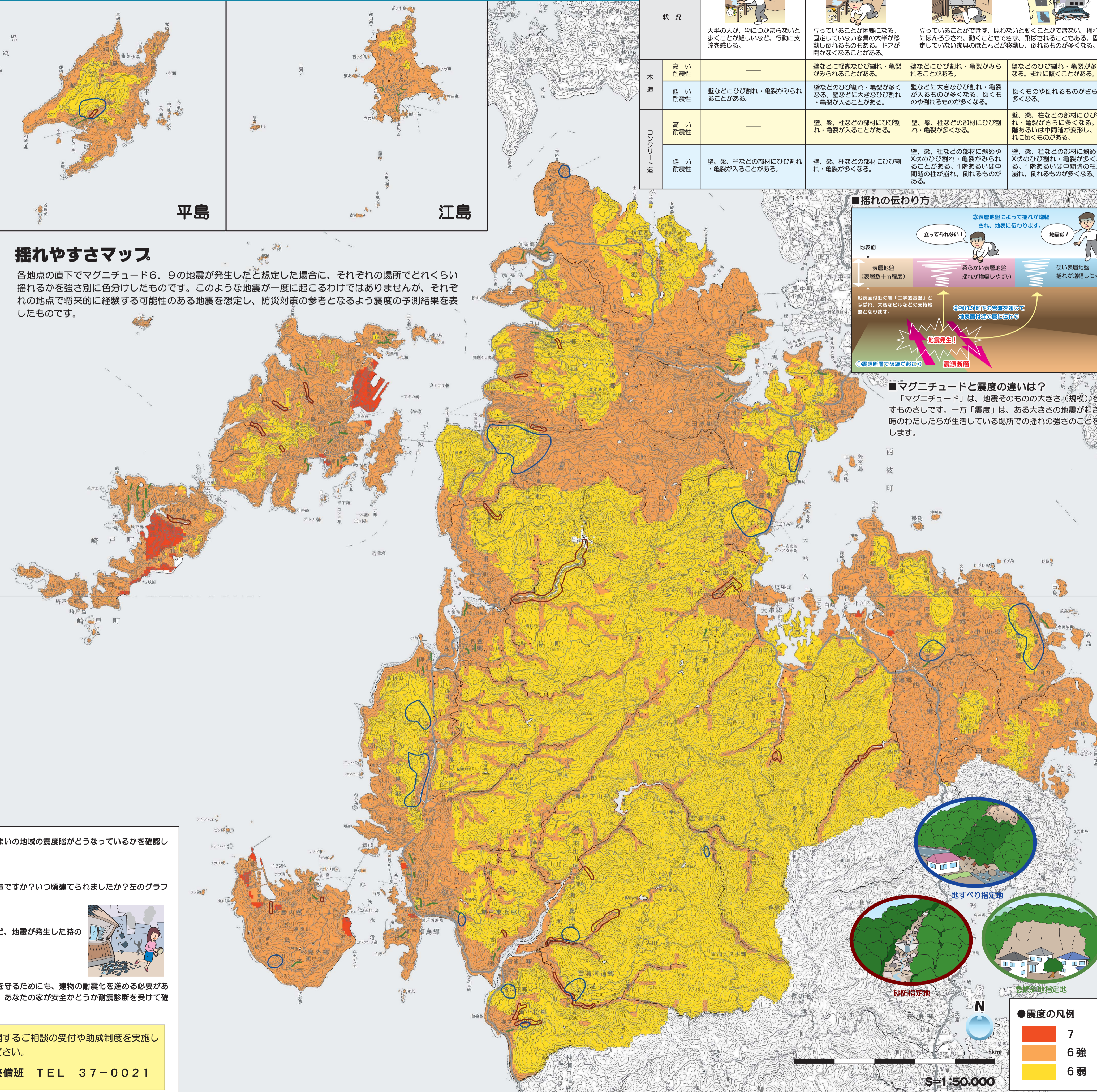
地震の揺れによる建物被害は、揺れの強さだけでなく建物の構造、建築年によって大きく異なります。揺れやすさマップと下記グラフであなたの家が安全かどうかを確認しておきましょう。



- ステップ1**
お住まいの地域で想定される震度を確認しましょう!
- ステップ2**
あなたの家の構造や建築年を確認しましょう!
- ステップ3**
グラフで、揺れやすさと建物の構造や建築年次の関係を理解しましょう!
- ステップ4**
あなたの家が安全かどうか確認できましたか?

西海市では、住宅等の耐震診断・耐震改修工事に関するご相談の受付や助成制度を実施しております。詳しい内容は下記窓口までお尋ねください。

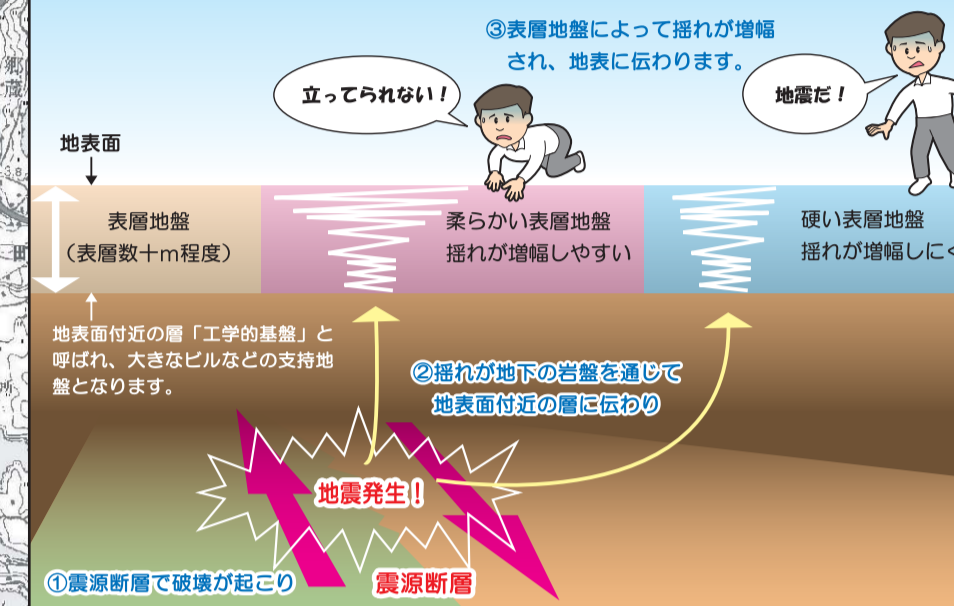
市役所 建設水道部 住宅建築課 建築整備班 TEL 37-0021



揺れやすさマップ

各地点の直下でマグニチュード6、9の地震が発生したと想定した場合に、それぞれの場所でどれくらい揺れるかを強さ別に色分けしたものです。このような地震が一度に起こるわけではありませんが、それぞれの地点で将来的に経験する可能性のある地震を想定し、防災対策の参考となるよう震度の予測結果を表したものです。

■揺れの伝わり方



■マグニチュードと震度の違いは?
「マグニチュード」は、地震そのものの大きさ（規模）を表すものです。一方「震度」は、ある大きさの地震が起きた時のわたしたちが生活している場所での揺れの強さのことを表します。

●震度の凡例

- 7
- 6強
- 6弱

S=1:50,000